

# 第2回太良町議会（臨時会第1回）

平成26年4月10日

議案

平成26年第2回太良町議会（臨時会第1回）

会期（案）

会 期           平成26年4月10日           1日限り

平成26年第2回太良町議会（臨時会第1回）

議事日程

4月10日（木）

午後2時開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議案一括上程  町長提案 議案第33号～議案第36号  町長の提案理由の説明
日程第 5	議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 6	議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 7	議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 8	議案第36号 財産の取得について

# 提 出 議 案 目 録

議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第36号 財産の取得について

上記のとおり

平成26年4月10日

太良町長 岩 島 正 昭

議案第33号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成26年4月10日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

太良町長 岩 島 正 昭

別紙

太良町条例第 14 号

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

太良町長 岩 島 正 昭

### 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

太良町国民健康保険税条例(昭和34年太良町条例第95号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「140,000円」を「160,000円」に改め、同条第4項中「120,000円」を「140,000円」に改める。

第20条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第25条中「140,000円」を「160,000円」に改め、「並びに同条第3項本文」を削り、「120,000円」を「140,000円」に改め、同条第2号中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同条第3号中「350,000円」を「450,000円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の太良町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第34号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成26年4月10日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

平成25年度太良町一般会計補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

太良町長 岩 島 正 昭

## 平成25年度太良町一般会計補正予算（第5号）

平成25年度太良町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,545千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,713,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税		2, 375, 958	153, 987	2, 529, 945
	1. 地方交付税	2, 375, 958	153, 987	2, 529, 945
16. 寄附金		3	329	332
	1. 寄附金	3	329	332
17. 繰入金		235, 070	△17, 671	217, 399
	2. 基金繰入金	219, 900	△17, 671	202, 229
20. 町債		798, 647	△74, 100	724, 547
	1. 町債	798, 647	△74, 100	724, 547
歳入	合計	5, 651, 351	62, 545	5, 713, 896

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		546,932	62,545	609,477
	1. 総務管理費	411,343	62,545	473,888
7. 商工費		315,818	0	315,818
	1. 商工費	315,818	0	315,818
8. 土木費		393,224	0	393,224
	2. 道路橋梁費	350,578	0	350,578
	3. 河川費	4,122	0	4,122
9. 消防費		234,319	0	234,319
	1. 消防費	234,319	0	234,319
10. 教育費		873,739	0	873,739
	1. 教育総務費	72,764	0	72,764
	3. 中学校費	584,112	0	584,112
	4. 社会教育費	71,321	0	71,321
歳出合計		5,651,351	62,545	5,713,896

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	償還の方法
道路改良事業 (辺地対策事業)	57,100	普通貸借又は証券発行	政府資金について、その融資条件には、銀行その他の債権者による。ただし、町財政期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは繰上借換える。	53,700	普通貸借又は証券発行	政府資金について、その融資条件には、銀行その他の債権者による。ただし、町財政期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは繰上借換える。
過疎対策事業	326,700	"	"	256,600	"	"
緊急防災・減災事業	231,200	"	"	230,600	"	"

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計	備考
9. 地方交付税	2,375,958	153,987	2,529,945	
16. 寄附金	3	329	332	
17. 繰入金	235,070	△17,671	217,399	
20. 町債	798,647	△74,100	724,547	
歳入合計	5,651,351	62,545	5,713,896	

(単位：千円)

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国庫支出金	地方債			
2. 総務費	546,932	62,545	609,477			△617	63,162	
7. 商工費	315,818	0	315,818		△500		500	
8. 土木費	393,224	0	393,224		△42,700		42,700	
9. 消防費	234,319	0	234,319			△120	120	
10. 教育費	873,739	0	873,739		△30,900	56,265	△25,365	
歳出合計	5,651,351	62,545	5,713,896		△74,100	55,528	81,117	

2 歳入

(款) 9. 地方交付税 (項) 1. 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		税	明
				区分	金額		
1. 地方交付税	2,375,958	153,987	2,529,945	1. 地方交付税	153,987	普通交付税	106,282
						特別交付税	44,121
計	2,375,958	153,987	2,529,945			震災復興特別交付税	3,584

(款) 16. 寄附金 (項) 1. 寄附金

4. ふるさと応援寄附金	1	329	330	1. ふるさと応援寄附金	329	ふるさと応援寄附金
計	3	329	332			

(款) 17. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	72,870	△72,870	0	1. 財政調整基金繰入金	△72,870	財政調整基金繰入金
5. 地域づくり事業基金繰入金	8,427	△584	7,843	1. 地域づくり事業基金繰入金	△584	地域づくり事業基金繰入金
6. スポーツ・文化振興基金繰入金	2,300	△50	2,250	1. スポーツ・文化振興基金繰入金	△50	スポーツ・文化振興基金繰入金
7. 公共施設整備基金繰入金	83,960	55,833	139,793	1. 公共施設整備基金繰入金	55,833	公共施設整備基金繰入金
計	219,900	△17,671	202,229			

(款) 20. 町債 (項) 1. 町債

3. 土木債	57,100	△3,400	53,700	1. 道路橋梁債	△3,400	道路改良事業債 (辺地対策事業)
4. 消防債	231,200	△600	230,600	1. 防災施設整備債	△600	緊急防災・減災事業債
8. 過疎対策債	326,700	△70,100	256,600	1. 過疎対策債	△70,100	過疎対策債
計	798,647	△74,100	724,547			

3 歳出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定	財 源		区 分	金 額	説 明	
					国 庫 支 出 金	地 方 債				
4. 企画財政管 理費	30,461	0	30,461			△946	946		財源組替	
17. 公共施設整 備基金費	8,642	62,216	70,858				62,216	25. 積立金	基金積立金	
29. ふるさと心 援寄附基金 金費	1	329	330			329		25. 積立金	基金積立金	
計	411,343	62,545	473,888			△617	63,162			

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

3. 観光費	90,082	0	90,082		△500		500		財源組替
計	315,818	0	315,818		△500		500		



(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源	源			区	分 金 額	
					国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
3. 道路新設改良費	124,000	0	124,000		△40,700		40,700			財源組替
計	350,578	0	350,578		△40,700		40,700			

(款) 8. 土木費 (項) 3. 河川費

3. 海岸保全施設整備費	4,000	0	4,000		△2,000		2,000			財源組替
計	4,122	0	4,122		△2,000		2,000			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

4. 防災費	15,843	0	15,843				△120	120		財源組替
計	234,319	0	234,319				△120	120		

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国県支出金	定 財 源		区	金額	財源組替	
					地方債	その他				
2. 事務局費	71,528	0	71,528		△200		200			
計	72,764	0	72,764		△200		200			

(単位：千円)

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	49,692	0	49,692		△100		100			財源組替
3. 学校建設費	522,198	0	522,198		△30,600	56,315	△25,715			財源組替
計	584,112	0	584,112		△30,700	56,315	△25,615			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

5. 文化財保護費	5,384	0	5,384			△50	50			財源組替
計	71,321	0	71,321			△50	50			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1. 普通債	補正前 (A)	4,399,745	795,047	462,423	4,877,933
	補正 (B)	0	△ 74,100	0	△ 79,500
(5) 土木	補正後 (C)	4,399,745	720,947	462,423	4,798,433
	補正前 (A)	653,998	57,100	79,028	653,099
(7) 消防	補正 (B)	△ 5,400	△ 3,400		△ 8,800
	補正後 (C)	653,998	53,700	79,028	644,299
(9) その他	補正前 (A)	4,474	231,200	1,214	445,564
	補正 (B)		△ 600		△ 600
うち過疎対策事業債	補正後 (C)	4,474	230,600	1,214	444,964
	補正前 (A)	2,225,408	506,747	116,716	2,841,122
計	補正 (B)	0	△ 70,100	0	△ 70,100
	補正後 (C)	2,225,408	436,647	116,716	2,771,022
うち過疎対策事業債	補正前 (A)	245,700	326,700		712,600
	補正 (B)		△ 70,100		△ 70,100
計	補正後 (C)	245,700	256,600	0	642,500
	補正前 (A)	4,445,212	798,647	470,462	4,911,230
合計	補正 (B)	0	△ 74,100	0	△ 79,500
	補正後 (C)	4,445,212	724,547	470,462	4,831,730

議案第35号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成26年4月10日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

平成25年度太良町山林特別会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

太良町長 岩 島 正 昭

## 平成25年度太良町山林特別会計補正予算（第4号）

平成25年度太良町山林特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,423千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 事業外収入		80,084	37	80,121
	1. 財産運用収入	330	37	367
歳入	合計	118,386	37	118,423

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 資本的費用		24,727	37	24,764
	3. 積立金	1,446	37	1,483
歳出	合計	118,386	37	118,423

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
2. 事業外収入	80,084	37	80,121	
歳入合計	118,386	37	118,423	



(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 資本的費用	24,727	37	24,764		37	
歳出合計	118,386	37	118,423		37	

2 歳入

(款) 2. 事業外収入 (項) 1. 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 利子及び配当金収入	330	37	367	1. 利子及び配当金収入	37	基金利子	
計	330	37	367				

3 歳出

(款) 2. 資本的費用 (項) 3. 積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債				その他	
1. 積立金	1,446	37	1,483			37	25. 積立金	37	基金利子積立金	
計	1,446	37	1,483			37				

議案第 36 号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年太良町条例第 15 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 4 月 10 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

財産の表示	取得価格	契約の方法	契約の相手方
パソコン 118 台	16,872,840 円	指名競争入札	佐賀市兵庫町大字藤木 1427 番地 7 株式会社 佐賀電算センター 代表取締役 宮 地 大 治

(提案理由)

現在使用中の職員用パソコンは、耐用年数が経過し、加えて搭載されている基本ソフト WindowsXP のメーカーサポートが終了したことから、更新の必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出する。